

## 大津市立図書館ホームページ広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、大津市立図書館のホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館 大津市立図書館のことをいう。
- (2) 図書館ホームページ 大津市立図書館がインターネット上に公開し管理しているホームページのことをいう。
- (3) 広告主 図書館ホームページに広告を掲載する者をいう。
- (4) バナー広告 図書館ホームページ内に表示される広告を目的とする画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 図書館ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 図書館ホームページに広告を掲載することができる者及び広告の内容、リンク先Webページの内容の範囲は、大津市広告掲載要綱及び大津市広告掲載基準に定めるところによる。

### (広告の掲載場所等)

第5条 広告の掲載場所は、図書館ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置及び枠数は、図書館が指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、図書館ホームページのトップページ以外への広告掲載を図書館が認めた場合は、新たに広告の掲載場所を設置できるものとする。
- 3 第1項の掲載可能枠数を超える場合は、大津市広告掲載要綱第7条第7項各号に定めるところによる。

### (広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦120ピクセル
  - (2) 横430ピクセル
  - (3) 30KB以内
  - (4) GIF形式（GIFアニメーション及び透過GIF不可）
- 2 広告の作成にあたっては、別に定める大津市立図書館ホームページ広告表現ガイドラインを遵守するものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告主は、掲載する広告について、大津市立図書館ホームページ広告掲載申込書(様式第1号、以下「申込書」という。)及び誓約書(様式第2号)を、図書館に提出しなければならない。

- 2 図書館は、前項の申込みの審査にあたって必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
  - (1) 会社の概要がわかるもの(会社案内等)
  - (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し等)
  - (3) 直近の市税納税証明書
  - (4) その他、図書館が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 図書館は、前条の申込書の提出を受けたときは、第4条の規定により掲載の適否を決定し、大津市立図書館ホームページ広告掲載決定通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告主は、前条第1項による通知を受けたときは、掲載開始日の1週間前までに承諾書(様式第4号)を図書館に提出しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、掲載の決定を受けた広告原稿を、掲載初日の1週間前までに図書館に提出しなければならない。

- 2 広告主は、広告デザインに関して事前に図書館と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載期間等)

第11条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日(掲載開始月の初日)の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日(掲載終了月の翌月の初日)の午前9時をもって終了する。
- 3 広告掲載期間中、災害等やむを得ない事情により、一時的に図書館ホームページを閉鎖した場合でも、広告掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は次のとおりとする。

- 1 枠あたり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 2 広告主は、広告掲載期間分の広告掲載料を図書館が指定する日までに一括して前納しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既に納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、図書館の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第14条 広告主の責務は、大津市広告掲載要綱第10条に定めるところによる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 図書館は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (2) その他、図書館ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は「大津市広告掲載要綱」の規定を適用する。

- 2 この要領に定めのない事項については、図書館と広告主が協議のうえ決定するものとする。

(附則)

この要領は、平成31年3月1日から施行する。